

| | |
|------|----------------------|
| 時期 | その他 |
| 区分 | 国土及び都市の安全確保 |
| 分野 | 市街地の安全確保 |
| 検証項目 | 防災都市づくり（木造密集市街地の改善等） |

| | |
|-----------|---|
| 根拠法令・事務区分 | 都市計画法、建築基準法、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、 |
| 執行主体 | 国、県（自治事務）、市町（自治事務） |
| 財源 | 自主財源 ・ただし、都市防災構造化推進事業、防災公園・市街地一体整備事業等などの整備事業については、国庫補助あり。 |
| 概要 | <p>平成9年5月には、阪神・淡路大震災の経験に鑑み、大規模地震時に市街地大火が生じる恐れがあるなど防災上危険な状況にある密集市街地の整備を総合的に推進するため、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」が公布され、同法に基づいて防災街区整備地区計画制度が創設された。また、木造密集市街地改善の都市防災構造化推進事業（平成9年～平成11年）都市防災総合推進事業（平成12年～）等の制度の充実を図った他、都市再生本部においては、都市再生プロジェクト第3次決定（平成13年12月）として、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地について、特に大火の可能性が高い危険な市街地を対象に重点整備し、今後10年間で最低限の安全性を確保することとした。</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、現行の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進し、建築物の地震に対する安全性を確保するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律が施行された。また、住宅の耐震診断・耐震改修事業に取り組む地方公共団体が増えてきており、兵庫県においても住宅の耐震改修に対する補助制度を創設したところである。しかし、全国的に見ても、住宅の耐震診断は進みつつあるものの、耐震改修はあまり進んでいない状況である。</p> <p>一方、非住宅については、建築物の耐震改修の促進に関する法律や地震防災対策特別措置法（いずれも平成7年に制定）等に基づき、建築物・都市基盤の耐震化が進められてきた。しかし、平成15年1月におけるこれらの耐震化の状況を見ると、例えば、小中学校等で約46%、公的建造物で約53%、緊急輸送路の橋梁・擁壁で約34%と、高いとは言えない状況にある。</p> |

| 阪神・淡路大震災における取組内容とその結果 | |
|---------------------------|---|
| 国 | 阪神・淡路大震災に対して取った措置 阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 |
| 県 | 阪神・淡路大震災に対して取った措置 阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 |
| 市町 | 阪神・淡路大震災に対して取った措置 阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 |
| その他 | 阪神・淡路大震災に対して取った措置 阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 |
| 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果 | |
| 国 | <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組み 《木造密集市街地の改善》 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の公布（平成9年5月）[『建設白書（平成9年）』建設省,p151]</p> <p>・阪神・淡路大震災の経験に鑑み、大規模地震時に市街地大火が生じるおそれがあるなど防災上危険な状況にある密集市街地の整備を総合的に推進するため、平成9年5月「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」が公布された。</p> |

- ・本法の基本的な仕組みとしては、防災上危険な密集市街地を都市計画において防災再開発促進地区として明確化した上で、以下の措置を講ずるものである。

耐火建築物等への建て替えの促進、延焼防止上危険な建築物除却

地方公共団体は、防災上有効な共同建て替え等を設定し、補助を実施。また延焼被害をもたらす可能性が高い老朽木造建築物に対し除却勧告を行うとともに、賃貸住宅の場合は、居住者に対し公的住宅への優先的入居、家賃減額等を実施

地区の防災性の向上を目的とする新たな地区計画制度の創設等

地区レベルの公共施設の整備とその沿道に耐火建築物を誘導するための計画事項を特別に定める「防災街区整備地区計画」と、その実現手法として土地の権利移転等を円滑に行うための「防災街区整備権利移転等促進計画」を創設。

地域住民による市街地整備の取組みを支援する仕組みの構築

防災街区整備地区計画の区域内で、地権者が協同して耐火建築物の建築や道路等の公共施設の整備を行う主体として、「防災街区整備組合」を制度化。また、防災街区の整備のため、耐火建築物の建築やまちづくりに関する情報の提供等の援助を行う主体を市町村長が「防災街区整備推進機構」として指定し、地方公共団体及び防災街区整備推進機構が行う防災性の向上に資する事業の用地費等に対して国が都市開発資金を用いて低利融資する制度を創設。

密集事業の制度拡充（平成9年）[『建設白書（平成9年）』建設省][『土地白書（平成9年）』国土庁]

- ・平成9年5月に公布された「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」の施行と併せて、密集住宅市街地整備促進事業に関しては、同法に基づく認定建替について補助採択要件の緩和、同法に基づく勧告を受けた住宅を除却し、それに代わるべき住宅を建設する場合の住宅金融公庫融資の優遇、同法に基づいて除却される賃貸住宅から公的住宅に移転する居住者の家賃の減額措置、住民協議会等の活動に対する支援の拡充等を行った。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の改正（平成15年3月）[『密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の改正案について』平成15年3月10日国土交通省記者発表資料（http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/04/040310_.html）]

- ・老朽木造建築物が密集していること等により、大火の危険性が高い密集市街地について延焼防止上、避難上の機能が確保された街区の一層の整備促進を図るため、平成9年に制定された「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」を一部改正し、都市計画の地域地区として特定防災街区整備地区制度の創設、柔軟かつ強力な事業手法により防災性能を備えた建築物と公共施設を一体的に整備する防災街区整備事業の創設、防災上重要な道路、公園等に関する都市計画上の制度の充実等を行った。この概要は、以下のとおり。

防災上重要な公共施設等の防災街区整備方針への位置付け

防災上重要な道路、公園等の公共施設（防災公共施設）の効果的な整備を図るため、密集市街地を対象とした都市計画のマスタープランである防災街区整備方針に、当該施設の整備及びこれと一体となって防災機能を確保する周辺の建築物等の整備に関する計画の概要を定めることとする。

密集市街地の防災機能を向上させるための特定防災街区整備地区制度の創設

密集市街地内の一定の区域について、防災機能の確保及び土地利用の合理化・健全化を図るため、建築物に関する防火上の制限及び敷地面積の最低限度等を定める特定防災街区整備地区を都市計画において創設する。

老朽建築物を、防災性能を備えた建築物に更新する防災街区整備事業の創設

特定防災街区整備地区内等において、建築物への権利変換による土地・建築物の共同化を基本としつつ、申出により宅地から宅地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法により、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を一体的に行う防災街区整備事業を創設する。

防災公共施設等の整備促進のための制度の充実

防災街区整備方針に位置付けられた防災公共施設のうち、都市施設として整備すべきものについて、施行予定者を定める等その確実な整備を進めるための特別の措置を講ずる。

防災安全街区の整備[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p297]

- ・建設省（当時）においては、震災の教訓を踏まえ、震災に強いまちづくりの推進のため、当面緊急に整備が必要な施設等について基本的な考え方、主要な施策の展開方策等を平成7年4月に救急にとりまとめた「震災に強いまちづくり構想」において、防災安全街区の提案を行った。
- ・防災安全街区は、地域全体の防災性を向上するため、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中立地させた街区として、災害時の拠点機能を維持することを目標に整備を行った。整備においては、土地区画整理事業、市街地再開発事業、街並み・まちづくり総合支援事業、都市公園事業、街路事業等の各種事業を活用した。

ID118安心・安全な住環境の整備を参照

都市防災構造化推進事業の創設（平成9年）[『建設白書（平成9年）』建設省]

- ・大都市等の既成市街地に残された震災や大火に対して危険な密集市街地等の防災性の向上を図るため、災害危険度判定等調査、住民等のまちづくり活動への支援、道路、広場、防災まちづくり拠点施設等の地区公共施設等の整備、避難地、避難路周辺等の建築物の不燃化を推進する都市防災構造化推進事業を創設した。

ID118安心・安全な住環境の整備を参照

防災公園・市街地一体整備事業の創設（平成11年）[『建設白書（平成12年）』建設省,p146]

- ・平成11年度には、市街地内の低・未利用地の有効活用により、防災公園の整備と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備等を含む市街地の防災拠点整備を一体的に実施する防災公園・市街地一体整備事業が創設された。

ID118安心・安全な住環境の整備を参照

都市防災総合推進事業の推進[『建設白書（平成12年）』建設省,p146][国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市防災対策室HP (<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/>)]

- ・平成12年度以降、都市防災構造化推進事業は都市防災総合推進事業に改編された。同事業では、密集市街地に代表される防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進している。具体的な事業は、以下のとおり。

災害危険度判定調査

[目的]

- ・地震等による都市災害に対して、防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にして、これを公表することにより、住民自らが住んでいる地域の災害に対する危険性への認識を深め、住民主体の防災まちづくり活動の気運を高める。

[補助対象]

- ・建物倒壊や火災の危険性、消防・避難の困難性など市街地の災害危険度判定に関する調査

[事業主体]

- ・都道府県、市

[補助率]

- ・ 1 / 3

住民等のまちづくり活動支援

[目的]

- ・市民の協力と参画を得てまちづくりを推進するため、大都市等の防災上危険な密集市街地を対象として、都市整備の事業着手以前の段階を含め住民等の主体的なまちづくり活動を醸成する。

[補助対象]

- ・住民等のまちづくり活動を活性化するための地区住民等に対する啓発活動
- ・まちづくり協議会の活動に対する助成
- ・地区のまちづくり方針の作成

[事業主体]

- ・市町村、防災街区整備推進機構

[補助率]

- ・ 1 / 3

地区公共施設等整備

[目的]

- ・都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区レベルのきめ細かい防災対策として、防災上危険な密集市街地等における道路、公園等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を図ることを目的とする。

[補助対象]

- ・道路又は公園、広場等の地区公共施設
- ・防災まちづくり拠点施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等の整備を含む）

[事業主体]

- ・市、防災街区整備推進機構

[補助率]

- ・1/2（用地費は2/3の補助対象率を乗ずる）

都市防災不燃化促進

[目的]

- ・避難地、避難路、延焼遮断帯等の周辺において建築物の不燃化・難燃化を促進することにより、大規模な地震等に伴い発生する火災に対して、住民の避難の安全性の確保と市街地における大規模な延焼の遮断・遅延を図ることを目的とする。

[補助対象]

- ・避難地、避難路、延焼遮断帯周辺等の指定区域（不燃化促進区域）における耐火建築物、準耐火建築物の建築への助成
- ・現況調査、住民意向調査、地区整備の基本方針作成、事業計画の作成・推進等

[事業主体]

- ・都道府県、市

[補助率]

- ・1/2（調査等は1/3）

まちづくり総合支援事業（平成12年度）[兵庫県都市環境担当ホームページ]

（<http://web.pref.hyogo.jp/keikaku/kankyousienjigyo.htm>）、国土交通省都市・地域整備局ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/machiso/home.htm>）]

- ・地域の創意工夫を活かした「地域が主役のまちづくり」を強力に推進するため、地域だけでは解決困難なまちづくりの課題に対して、地域と国が協力して、積極的に問題の解決に取り組む「まちづくり総合支援事業」を創設した。事業の概要は、以下のとおり。

まちづくりに必要な各種市町村事業をパッケージで一括助成する。

事業執行に当たっては、市町村の裁量性を大幅に拡大する。

ハード事業（道路・街路、公園、下水道、土地区画整理、市街地再開発等）から、

まちに魅力と潤いをもたらすソフト事業まで、多彩なメニューで支援する。

防災関連の補助メニューとして、地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等、地域の防災のために必要な施設）を含む

都市再生プロジェクトによる密集市街地の改善[『防災白書（平成15年）』内閣府]

- ・都市再生本部においては、都市再生プロジェクト第3次決定（平成13年12月）として、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地について、特に大火の可能性が高い危険な市街地を対象に重点整備し、今後10年間で最低限の安全性を確保することとし、[1]未整備都市計画道路やこれに連なる公園の整備等による、密集市街地全体を貫く緑のオープンスペース機能を持つ連続した骨格軸の形成、[2]特に大火の可能性の高い危険な市街地（東京、大阪各約2,000ha、全国で約8,000ha）を重点地区として、空地の確保や建築物の耐震不燃化等の整備を行うこととした。さらに、「全国都市再生のための緊急措置～稚内から石垣まで」の検討方向（平成14年10月4日都市再生本部報告）の中の「[1]安全で安心なまちづくり」においても、防災まちづくり（密集市街地、

都市水害、震災時の帰宅困難者対策等)を推進することとなっている。

防災上危険な密集市街地に存する住宅・建築物等の防災安全性に関する調査(緊急地域雇用創出特別交付金事業の活用による耐震診断の実施)[『防災白書(平成15年)』内閣府]

- ・防災上危険な密集市街地に存する住宅や学校・社会福祉施設等防災上重要な公共施設の耐震性を把握し、地域における避難、救援・救助活動等の計画に的確に反映させるため、地方公共団体が、緊急地域雇用創出特別交付金(基金)事業のひとつとして、民間事業者等に委託して技術員及び補助作業員を雇用し、建築物等の耐震診断等下記の事業を実施し、地域の防災安全性の向上を図っている。

[1] 防災上危険な密集市街地における住宅の簡易耐震診断

[2] 被災時に避難地・避難所となることが多く、また、児童・生徒が日常利用する学校施設の耐震診断

[3] 高齢者・障害者等が利用する医療施設、社会福祉施設等の耐震診断

[4] 土砂災害の危険性のある斜面等の緊急診断

[5] 特殊地下壕に関する調査等

密集住宅市街地における耐震改修に係る補助(平成14年度新規施策)

- ・密集住宅市街地整備促進事業の一環として、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅の耐震改修工事に対し補助を行う団体に対して、国が補助金を交付する支援措置が創設される。

- ・耐震改修工事費の7.7%以内で地方公共団体の補助金の1/2以内を国が補助

[『大規模地震対策の現状と今後の対策(耐震診断・改修等について)』国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室]

《住宅及び公共施設等の耐震強化》

地震防災対策特別措置法(平成7年6月16日法律第111号)及び地震調査研究推進本部令(平成7年6月16日政令第296号)[『防災白書(平成7年)』国土庁][『防災白書(平成13年)』内閣府]

- ・地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、都道府県が地震防災緊急事業五箇年計画の作成を行い、これに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めた。
- ・特に、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて当該計画期間内の各年度分の事業として実施される事業のうち、耐震性貯水槽、社会福祉施設、公立小中学校等の施設整備及び防災行政無線等の設備に掲げるものに要する経費に対する補助率のかさ上げ措置を講じることとした。
- ・地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業については、さらに強力に推進する必要があるため、平成13年3月に地震防災対策特別措置法を改正し、平成17年度末まで特別措置を継続することとした。

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)[『建設白書(平成7年)』建設省][『防災白書(平成7年)』内閣府]

- ・阪神・淡路大震災に鑑み、現行の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進し、建築物の地震に対する安全性を確保するため、a 多数の者が利用する建築物の所有者の努力義務、b 建設大臣による指針の策定並びに所管行政庁による指導・助言及び指示、c 所管行政庁による耐震改修の計画の認定、d 耐震改修の計画の認定に対する建築基準法の特例及び金融上の支援措置、等からなる「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を制定した。

耐震補強技術の見直しが図られた結果、現況の施設・構造物の耐震基準は以下のとおりである。

[『防災白書(平成15年)』内閣府]

- ・道路、橋

平成8年12月に道路橋示方書を改訂。重要度に応じて道路橋を2分類し、2段階の地震動に対しそれぞれ目標とする耐震性能を規定。

- ・鉄道施設

平成10年12月に2段階の地震動を考慮した鉄道構造物等設計標準(耐震設計)を策定。

- ・港湾施設

平成7年11月と平成9年8月に「耐震設計基準の厳正な適用及び耐震強化岸壁の設計等について」、「液状化の予測・判定と棧橋の耐震設計法等について」を、平成10年度にその後の設計に関する指針をとりまとめ、平成11年4月に耐震基準を改正。

・河川、堤防

平成9年に河川砂防技術基準（案）を改訂し、震度法を用いた静的解析を導入。

・砂防設備等

砂防設備、地すべり防止施設等について、それぞれ検討委員会により、基準の妥当性を確認。

・官庁施設

平成8年10月に官庁施設の総合耐震計画基準を改訂し、重要施設の基準のレベルアップ、液状化対策、免震構造などを追加。

・建築物

調査委員会にて調査した結果、現行設計基準における地震荷重のレベルはほぼ妥当であると確認。RC造ピロティ建築物等については基準告示の一部を改正。平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を制定、多数の者が利用する建築物について耐震診断と耐震改修を努力義務化等。

・学校施設

公立学校については、「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」の中で、国庫補助対象とする補助事業について、建築基準法等の耐震規定に上乗せした基準を明記し安全性を強化。国立学校についても「建築構造設計指針」により建築基準法等の耐震規定に上乗せし安全性を強化。

・水道施設

阪神・淡路大震災後に水道施設耐震工法設計指針を改訂。

・下水道施設

平成9年8月に、「下水道施設の耐震対策指針と解説」を改定。平成13年4月にはこれを補完する「下水道施設耐震計算例～管路施設編」を、平成14年8月には「下水道施設耐震計算例～処理場・ポンプ場」を策定。

住宅の耐震改修に対する補助制度の創設及び税制上の特例措置(住宅ローン減税制度)

・阪神・淡路大震災においては、建築物に多数の被害が生じ、特に、昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない古い建築物の被害が顕著に見られた。このため、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定され、耐震診断及び耐震改修の指針の策定、各種助成制度の創設により、耐震改修の促進を図ってきている。

・しかしながら、多数の死者発生の原因となった住宅について、耐震改修の普及は未だ不十分である。住宅の耐震性の向上は『1)住宅の火災率の減少 2)居住者による初期消火の展開 3)倒壊住宅による避難・消火・救助活動阻害の防止』等により、住宅密集地区の安全性向上に大きく寄与することから、その一層の推進が強く求められており、平成14年度より住宅の耐震改修に対する補助制度の創設及び税制上の特例措置(住宅ローン減税制度)を適用できるようにした。

[『大規模地震対策の現状と今後の対策(耐震診断・改修等について)』国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室]

《公園・緑地等の整備》

防災公園の補助採択基準の見直し等(平成7年～)[『建設白書(平成8年版)』建設省,p139][『土地白書(平成11年版)』建設省,p302]

・阪神・淡路大震災の教訓等を踏まえ、防災公園の補助採択基準の見直しを行うとともに、復旧・復興本部や救助・救援部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等、災害復旧活動の支援拠点、また、復旧のための資機材や生活物資等の中継基地等となる都市公園を新たに「広域防災拠点の機能を有する都市公園」として防災公園の体系の中に位置づけ、積極的な整備の推進を図った。

防災緑地緊急整備事業の推進(平成7年～)[『建設白書(平成7年版)』建設省,p193]

・都市開発資金等により先行取得した避難地となる防災公園の予定地に防災上最小限必要な施設の整備を行う事業である防災緑地緊急整備事業の実施を推進した。

グリーンオアシス整備事業の創設（平成7年～）[『建設白書（平成8年版）』建設省,p101]

- ・建設省（当時）は、平成7年度にグリーンオアシス整備事業を創設し、市街地の遊休地及び未利用地を機動的に買収することにより、地区全体の防災性の強化を図っている。

防災公園街区整備事業の実施（平成11年）[『建設白書（平成12年版）』,p265]

- ・地震災害等に対して脆弱な構造となっている大都市地域の既成市街地において、地方公共団体の要請により、都市基盤整備公団が防災公園の整備と周辺市街地の整備改善を一体的に行う防災公園街区整備事業を、平成11年度第2次補正予算において創設した。

《地域の防災拠点の整備》

河川防災ステーションの整備[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p298]

- ・災害時の応急活動の中心や地域住民等の緊急避難場所となる防災拠点として、平常時は普及啓発活動に利用される防災センターや、水防資材の備蓄や水防活動の指揮所となる河川防災ステーションの整備を進めている。

学校の耐震化、災害拠点病院の整備等

- ・災害時に避難場所となる学校については、改築、耐震補強や、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の整備が図られている。官庁施設についても耐震安全性の向上や備蓄機能の強化等を実施している。病院については、災害時の患者受入機能（ヘリポート等）、水、医薬品、医療材料の備蓄機能等を持ち耐震機能が強化された災害拠点病院の整備を推進している。[『防災白書（平成15年）』内閣府,p224]

- ・さらに、災害時には応急対策活動の拠点として機能し、平常時には防災に関する普及啓発、教育、訓練等の場として機能する地域防災拠点施設の整備を推進している。[『防災白書（平成13年）』内閣府]

港湾・空港の耐震化等

- ・この他、港湾における緊急物資輸送用の耐震強化岸壁や避難緑地等と一体となった臨海部防災拠点の整備、空港における液状化対策等を行っている。[『国土交通白書（平成13年）』国土交通省]

《都市基盤の耐震化、その他》

都市山麓グリーンベルト整備事業の実施[『建設白書（平成8年版）』建設省,p416]

- ・土砂災害に対する安全性を高め、緑豊かな都市環境と景観を創出することを目的に、市街地に隣接する山麓斜面においてグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る都市山麓グリーンベルト整備事業を実施している。

電線共同溝の整備等に関する特別措置法、同法施行令及び同法施行規則（平成7年3月23日法律第39号、7年6月21日政令256号、7年6月21日建設省令第17号）[『建設白書（平成8年）』建設省,p146]

- ・道路の地下空間を活用して、光ファイバー、電力線等をまとめて収容する「電線共同溝（C・C・BOX）」により電線類の地中化を一層推進するため、道路管理者による電線共同溝整備道路の指定、電線共同溝の建設、国庫負担の特例等所要の措置を講ずるための法律等を制定した。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

地震防災施設の現状に関する全国調査（平成15年/内閣府）によると、地震防災施設の整備状況（全国平均）は、以下のとおりである。

| | | |
|--------------|-------------------------------|-----------------------|
| 避難活動 関連施設 | 広域避難地が整備されていない区域 | 54.3% |
| | 一時避難地が整備されていない区域 | 61.1% |
| | 1km ² 当たりの一次避難地箇所数 | 1.3箇所/km ² |
| | 1人当たりの避難地面積 | 14.7m ² /人 |
| | 避難路が整備されていない区域 | 22.8% |
| 緊急輸送 関連施設 | 緊急輸送路における橋梁や擁壁の耐震化 | 33.9% |
| | 庁舎や災害拠点病院等に対するヘリポートの確保 | 75.1% |
| | 緊急輸送港湾における必要数に対する耐震岸壁の整備 | 43.3% |
| | 緊急輸送漁港における全岸壁に対する耐震岸壁の整備 | 12.7% |
| 共同溝等 | 都市計画道路における共同溝等の整備 | 7.4% |

| | | | |
|---------------------------------|------------|---|------------|
| | 重要な建築物の耐震化 | 医療機関 | 56.1% |
| | | 社会福祉施設 | 67.2% |
| | | 小中学校等 | 45.9% |
| | | 小中学校等体育館 | 48.8% |
| | | 盲学校等 | 61.9% |
| | | 盲学校等体育館 | 57.4% |
| | | 公的建造物 | 52.7% |
| | 海岸河川施設 | 予測津波高を確保した海岸保全施設の整備延長 | 40.7% |
| | | 河川堤防の耐震化 | 32.1% |
| | 土砂災害対策施設 | 土石流危険渓流のうち砂防設備など対策着手済みの渓流 | 21.7% |
| | | 山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区のうち崩壊防止施設など整備着手済みの地区 | 40.3% |
| | | 地滑り危険箇所・地区のうち対策着手済みの箇所・地区 | 34.8% |
| | | 急傾斜崩壊危険箇所のうち対策着手済みの箇所 | 32.1% |
| | 防災拠点 | 地域防災拠点が整備されている広域圏 | 44.7% |
| | | 緊急輸送路における「道の駅」等輸送拠点の整備 | 1.9箇所/50km |
| 河川の復旧工事実施のための設備等を有する河川防災センターの整備 | | 0.03箇所/50km | |

資料：地震防災施設の現状に関する全国調査（平成12年/内閣府）より抜粋整理

| | |
|---|--|
| 県 | <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 《住宅の耐震強化（ID153住宅の耐震化を参照）》 わが家の耐震診断推進事業（平成12～14年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 希望者に無料で住宅診断員を派遣し、耐震調査を行うものである。対象となる住宅は、旧耐震基準（昭和56年以前）に着工したものである。 住宅耐震改修促進利子補給（平成14年度～） 民間住宅の耐震補強工事に係る借入資金の利子を県が補給する制度である。対象となる住宅は、旧耐震基準（昭和56年以前）に着工したものである。 利子補給の期間は5年間で、利子補給率は1.7%、上限は個人住宅で1,000万円、マンションの共有部分で戸あたり240万円である。 <p>わが家の耐震改修促進事業（平成15～19年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度に住宅の耐震診断・改修計画の設計費補助と耐震改修工事費補助を内容とする「わが家の耐震改修促進事業」を創設した。 <p>《非住宅の耐震強化（ID154非住宅の耐震化を参照）》 特定建築物の耐震指標の判定基準の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成8年12月に、建築物の耐震改修に関する法律第3条の規定に基づき定められた特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針により算定される構造耐震指標の判定基準を作成した。 本基準は県有施設の耐震診断の判定に適用されるものであるが、県有施設にかかわらず、市町の公共施設、さらには民間の建築物についても適用できるものであり、策定以来、県下の建築物の耐震診断・改修計画において活用されている。 <p>兵庫県耐震診断改修計画評価委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断結果等を専門的観点から評価するため、学識経験者等で構成する「兵庫県耐震診断改修計画評価委員会」を（財）兵庫県住宅建築総合センター内に設けた。 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の認定を行う場合には、これに先だって評価を行うことを県下所管行政庁間で取り決めた。 <p>民間既存建築物耐震診断補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定建築物の所有者が耐震診断を実施するにあたり、これに要する費用の一部について助成するものであり、対象となる建築物は、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物である。 <p>県立学校施設の耐震化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断結果に基づき、耐震改修の必要があるとされた校舎等について、平成16～25年度において計画的に耐震改修等を推進する。 |
|---|--|

| | |
|-----|--|
| | <p>《都市基盤の耐震化、その他》</p> <p>六甲グリーンベルト整備構想（平成7年～）[『阪神・淡路大震災復興誌（第3巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p622-623]</p> <ul style="list-style-type: none"> 六甲グリーンベルト整備構想とは、六甲山地において、震災やその後の降雨などにより土砂災害の恐れが高まったことから、市街地に接する山麓から山腹に至る斜面において「一連の緑地帯」を整備し、山体の強化を図る構想であり、この実現に向けた整備を実施している。 <p>幹線共同溝の建設（平成7年）[『阪神・淡路大震災復興誌（第2巻）』兵庫県・（財）21世紀ひょうご創造協会, p.477]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年7月、兵庫県は、神戸市長田区から西宮市まで延長18.9kmの国道2号線の地下にガス、水道、電気などの幹線をまとめて収納する「幹線共同溝」の建設を計画した。 なお、震災以前より、国道2号線では、国施工で神戸市中央区～長田区間で「神戸共同溝」（6.5km）が建設中である。 <p>なお、都市基盤の耐震化については、農地防災事業、治山事業、道路防災事業、河川改修事業、土砂災害対策事業等により整備を図っている。</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> |
| 市 町 | <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組み</p> <p>《密集市街地の改善（ID115密集事業の実施を参照）》</p> <p>防災街区整備地区計画の策定（神戸市長田東部地区）[安藤元夫『阪神・淡路大震災 復興都市計画事業・まちづくり』学芸出版社,p245-246]</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市長田東部地区においては、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の制定（平成9年）により創設された防災街区整備地区計画制度を活用し、平成10年2月に、「長田東部地区防災街区整備地区計画」を都市計画決定した。これは、防災街区整備地区計画制度創設後の全国最初の都市計画決定事例である。 <p>路地・まちを中心とした密集事業の展開（神戸市）</p> <ul style="list-style-type: none"> 密集市街地では、向こう三軒両隣など市民の身近なままとまりにおいて安全性を確保することが重要である。そこで、二項道路の整備促進を目的に道路中心線を確定し、舗装・側溝の整備を行う細街路整備を継続的に取組むとともに、近隣住環境計画制度の活用など地域の個性を活かした住環境整備を進めている。 <p>《住宅の耐震強化（ID153住宅の耐震化を参照）》</p> <p>神戸市地域防災計画防災事業計画（安全都市づくり推進計画）において、既存建築物の耐震診断・耐震補強の実施を啓発・促進するため、神戸市すまいの安心支援センターを中心とした支援、住宅の性能表示、完成・性能保証制度の普及促進、神戸市建築物安全安心推進計画の推進、耐震診断・耐震補強の促進、を図ることとしている。[『神戸市地域防災計画』神戸市]</p> <p>民間既存建築物の耐震診断費の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工した建築物（戸建住宅、共同住宅）を対象に、建物所有者からの申込みを受けて、無料で耐震診断員を派遣し、建物の耐震性を調べる簡易な診断を行っている。平成15年度より有料となる。 <p>すまいの耐震化促進事業普及啓発の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の民間住宅の耐震化を促進するため、平成16年度において、建築実務の専門家と学識経験者、すまいるネット、神戸市の連携により「すまいの耐震化検討会」を設立し、一般市民向け啓発のための「耐震改修ガイドライン」と、専門家向けの「耐震診断・改修マニュアル」を作成する。それとともに、市民への啓発と専門家の育成の進め方を検討し、総合的な推進体制の整備を図る。 <p><非住宅の耐震強化></p> |

| | |
|---|---|
| | <p>神戸市地域防災計画防災事業計画(安全都市づくり推進計画)において、既存建築物の耐震診断・耐震補強の実施を啓発・促進するため、神戸市すまいの安心支援センターを中心とした支援、住宅の性能表示、完成・性能保証制度の普及促進、神戸市建築物安全安心推進計画の推進、耐震診断・耐震補強の促進、を図ることとしている。また、港湾、橋梁・高架道路、地下鉄、ライフライン等の耐震強化についても、具体的に定めている。[『神戸市地域防災計画防災事業計画(安全都市づくり推進計画)』神戸市]</p> <p>市有施設の耐震化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断、耐震改修実施計画に基づき、防災拠点施設及び避難施設、不特定多数利用施設、生活支援施設等の耐震診断・改修を計画的に推進している。 <p>《地域の防災拠点の整備(ID118安心・安全な住環境の整備を参照)》</p> <p>神戸市復興計画[『阪神・淡路大震災復興誌(第1巻)』兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会,p673-675]</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市復興計画では、生活の広がりに応じた3つの生活圏ごとに安全都市づくりを行う「防災生活圏」概念を打ち出している。具体的には、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 近隣生活圏：住民が主体の最低限の自立を営む圏域。小中学校や公園、公民館などの連携で地域防災拠点を整備。 生活文化圏：近隣生活圏での自主防災活動を支援する圏域。地域活動のリーダーと行政の役割分担により支援活動。支援拠点を区内に数ヶ所。 区生活圏：行政が主体となり地域防災活動を展開する圏域。区役所を自立した防災総合拠点に整備。 <p>神戸市安全都市づくり計画の策定(平成8年)[『阪神・淡路大震災復興誌(第2巻)』兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会,p524-535]</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市は、安全都市づくり計画の中で、日常の地域福祉などのコミュニティ活動で育まれた市民相互の助け合いのきずなを、災害時における初期消火、救出、救護の災害対応に行かせるよう平常時から福祉活動と防災活動に積極的に取り組むコミュニティを「防災福祉コミュニティ」と定義し、この結成を推進した。 平成8年5月に消防局、総務、市民、保健福祉の各局及び教育委員会、区役所による「防災福祉コミュニティ研究委員会」が発足し、モデル事業の検証、消防職員地区担当制の導入、ガイドブック、活動事例紹介、防災福祉マップづくり、コミュニティ防災計画づくりなどを行った。 <p>《都市基盤の耐震化、その他》</p> <p>神戸山手共同溝の建設(平成7年)[『阪神・淡路大震災復興誌(第2巻)』兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会, p.477]</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市は、平成7年8月、市の北部を走る市道山手幹線の地下にガス、水道、電気、電話などのライフラインを埋設する「神戸山手共同溝」(須磨区-中央区7.7km)を整備する計画を策定した。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> |
| その他 | <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> |
| これまでの各方面からの指摘事項 | |
| <p>《密集市街地の改善》</p> <p>阪神・淡路大震災では、現行の耐震基準施行以前に建てられたもの等耐震性の配慮に欠ける住宅などにおいて大きな被害を受けており、改めて、木造密集市街地の再整備が急務であることが明らかとなったところであり、既成木造密集市街地を適正な公共空間を設けながら、耐震性・不燃性の高いまちにつくり変えていく必要がある。例えば、東京の山手線周辺部のいわゆる「木賃アパートベルト地帯」や、大阪のJR大阪環状線の周辺などに代表されるように、高度経済成長期に、職場を求めて農村等から転入してきた若年労働者の受け皿住宅として、狭小な木造賃貸住宅が、道路、公園等の都市基盤施設が未整備なままに、集中して建設された地域がある。それらの地域においては、一部には建て替えやマンションへの転化など質的改善が進ん</p> | |

だものもあるが、依然として今日に至るも老朽狭小過密住宅の密集地であり、住環境に問題のある地域がみられる。これらの地域では、1)賃貸住宅経営者は、高齢化に伴い、新たに借金するより減価償却を終えた現在の賃貸住宅経営で気楽に暮らしたいなどの現状維持志向が強い、2)個々の敷地規模や前後道路が狭いケースが多いことから、敷地の共同化や前面道路の拡幅が必要となるが、そのための合意形成が難しい、3)借家人においても、継続居住を志向する中で、建て替えによる家賃の負担増などを理由に、建て替えに協力しない場合も少なくない、などのため、老朽木造住宅の建て替えや細街路の拡幅・公共空間の確保による全体の住環境水準の向上がなかなか進んでこなかったのが現状である。しかし、阪神・淡路大震災のような災害が起きれば、火災や倒壊などで大きな被害が予想されるところであり、今後、その再整備に向けて総合的な取組を進めていくことが必要となっている。(平成8年土地白書)

《住宅の耐震強化》

耐震改修が進まないのは、改築費、貸しビルはテナントとの調整、耐震診断費、認定手続きなどがネックになっているためだが、改修のコスト負担が最も大きな理由。特定建築物が努力義務というのも改修が進みにくい理由にもなる。(『阪神・淡路大震災復興誌(第2巻)』兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会)

兵庫県南部地震の経験を踏まえ、政府は1995年10月27日に「耐震改修促進法」を公布した。これは、1981年以前の既存不適格建物の耐震診断・改修の促進を目的とし、現行基準以上の耐震性能の確保を目指したものである。しかし法的強制力がないこと、対象建物がある一定規模以上の不特定多数が利用する施設(学校・病院・百貨店・ホテル・市場など)であることなどを理由として、耐震性の低さと数から言えば、より問題の大きい一般住宅の耐震促進には結びついていない。このような状況を背景として、幾つかの自治体では耐震補強対策の推進を目的として、一般住家の耐震診断や耐震補強にかかる費用に対する補助制度や低利の融資制度を始めたが、これらの制度が有効に機能している自治体は見られない。原因は幾つも考えられるが、その1つに耐震補強対策の効果が見えにくいことがあげられる。一般の人々に耐震補強することの意義とその効果/便益を分かりやすく伝えることができれば、耐震補強対策に取り組む人の数は大幅に増えると考えられる。しかし上記の制度では、耐震補強対策に取り組む人が大幅に増えると、今度は財政上の問題が生じる。すなわち地震の前に、行政が地震対策に巨額の予算措置を講じることが難しいという問題に突き当たる。ところで我が国では、自然災害に関しては「自力復興の原則」があり、地震による被災建物の建て替え・補修費用は基本的に個人負担である。しかし地震で建物が大きな被害を受けたり、家を失ってしまった被災者には、兵庫県南部地震の際でも明らかなように、直後の救命・救急活動から、避難所や仮設住宅の整備、崩壊家屋のガレキ処理、緊急物資の配給など、様々な形で公的資金が使われる。これらの経費の多くは、建物が被害を受けなければ費やす必要のない公的資金である。そこで、著者らが提案する制度は、「しかるべき耐震補強を済ませた建物が被災した場合に、建て直しを含めて被災建物の補修費用の一部を行政が負担することを保障する。」というものである。もちろん、「しかるべき耐震補強」を済ませた物件か否かを判定する中立な組織をつくるなど、確認システムの整備は不可欠である。この制度は以下で説明するような幾多のメリットが、行政サイドからも市民サイドからも期待される。(目黒公郎・高橋健「既存不適格建物の耐震補強推進策に関する基礎研究」『地域安全学会論文集No.3』地域安全学会)

《非住宅の耐震強化》

提言2 公共性の視点に基づく耐震安全レベルの選定:大都市における高密度化や都市機能の高度化は、建物の耐震安全性に対する社会的要請の変化をもたらした。市役所・消防・警察などの行政機関や病院・学校など災害時の拠点となる緊急対応施設をはじめ、交通・流通・金融・通信・放送などの都市機能を支える公共的施設については、地震後の対応活動に支障をきたさないよう十分な耐震安全性を確保するとともに、ライフライン途絶時にも一定期間の自立性を持たせるよう配慮する必要がある。また、多数の人々が利用あるいは居住する建物は、その損傷が多数の人々に危険を及ぼすことになるので、たとえそれが私有財産であっても、公共性を有する存在として最低水準を上回るレベルの耐震安全性が確保されるべきである。さらに、密集市街地の防災性向上のため、一定の地域内あるいは主要道路沿いの建物については公共性に視点を置き地域の特性に合わせた耐震安全のレベルを選択する施策が、都市全体の耐震安全性の向上を図る上で必要である。(「建築および都市の防災性向上に関する提言 - 阪神・淡路大震災に鑑みて - (第三次提言)」(1998年1月16日、日本建築学会)

高架橋の崩落が相次いだ阪神大震災後、旧運輸省(現国土交通省)の通達に基づく高架橋の耐震補強工事で、

関東の大手私鉄 8 社と営団、東京都営地下鉄が計画している工事の約45%が未着工であることが、分かった。高架下にあるテナントの了解が得られないことなどから難航。JR各社なども補強工事が進んでおらず、国交省は施工期限を設けることも検討する。各社によると、補強対象となる高架橋の橋脚は合計約 1 万3,700 本。... (中略) ...工事が進まない最も大きな理由は、高架下にあるテナントの協力が難しいことだ。工事期間中の休業補償や移転費用などが障害となっている。補強工事はJR各社でも、新幹線で 5 割、在来線で 3 割がそれぞれ未着工となっている。(平成16年 1月17日朝日新聞)

《公園・緑地の整備》

都市公園等は、都市の防災性の向上、快適な都市環境の形成等の機能を有し、また、自由時間の増大、健康の維持増進に対する社会的要請の高まり等の国民生活の変化に伴いその役割がますます高まっている。特に、平成7年1月の阪神・淡路大震災時においては、都市公園は避難地・避難路、火災の延焼防止、復旧・復興の拠点、仮設住宅用地等の重要な役割を果たした。今後は、これまでより高い防災機能を有した都市公園の整備を推進していく必要がある。(『平成7年版建設白書』)

課題の整理

木造密集市街地の改善
住宅の耐震改修費用に対する支援の充実
住宅の耐震補強に関する支援体制(情報提供・相談体制)の充実
公共施設の耐震基準の見直し及び耐震化の推進
都市部におけるオープンスペースの確保

今後の考え方など

「すまいの耐震化検討会」の検討成果を活かし、すまいの耐震化促進に向けて、一般市民向けの啓発と専門家の育成に取り組む組織として、「神戸市建築物安全安心推進協議会」に「すまいの耐震化促進部会」を設置する予定である。(神戸市)

上記課題を踏まえ、地元との調整を図りながら改善を図っていく。(尼崎市)